

# 危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定申請について

## ○制度について

この制度は、国内外の金融秩序の混乱、その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰り状況が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

## ○対象となる中小企業者

指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月(※1)比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期(※1)比で15%以上減少することが見込まれること。

(※1) 新型コロナウイルス感染症のから1年以上経過した場合の売上高比較は、影響が発生し始めた令和2年2月以降の売上高は比較対象に入らず、原則として前々年の動機と比較して下さい。

ただし、事業者によって同感染症の影響を受けた時期は異なるため、前年同期よりもあとに同感染症の影響を受けた場合は前年同期と比較して下さい。

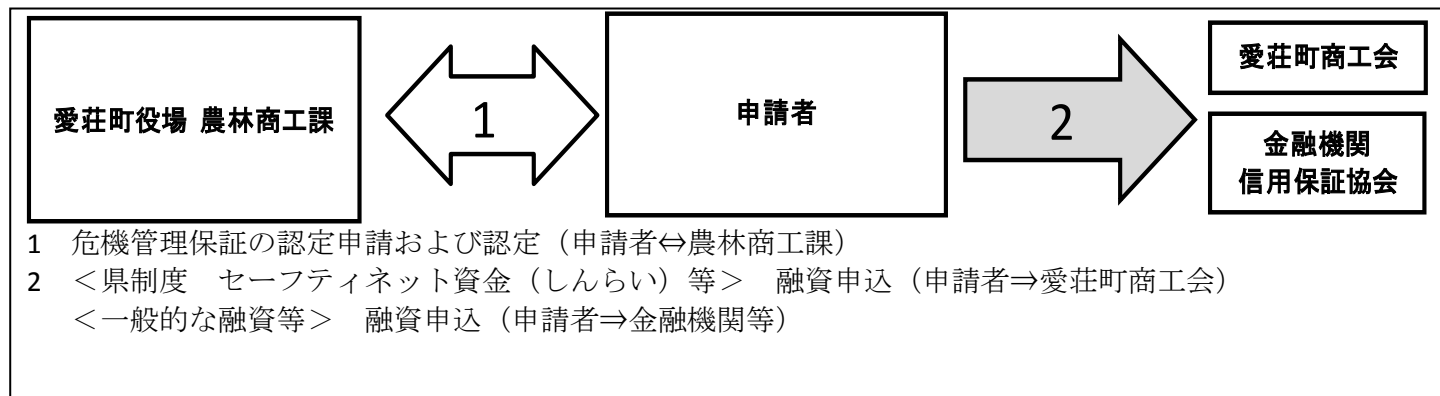
## ○提出書類一覧

申請者	提出書類	提出部数	特記事項
個人・法人	認定申請書(第6項様式①)	2部	・法人は法人印 ・個人は実印
	売上高報告書	1部	※所定の様式があります。農林商工課窓口 に設置しているほか、町ホームページ からダウンロードできます。
	認定申請書および売上高報告書の 内容が確認できる書類	1部	(例) 試算表、売上台帳等 ※各月の売上が確認できる書類となりま す。
	許可証、認可証	1部	※許認可業の場合
個人	確定申告書	1部 (2年分)	・白色申告で月々の売上高が確認できな い場合は必ず試算表等を添付してくださ い。 ・ <u>税務署印があるものとなります。無い 場合は、当該年度の所得証明書を併せて 提出して下さい。</u> ※電子申告の場合は、電子申告の完了を 証明できる書類が必要となります。
法人	決算報告書	1部 (2期分)	
	登記簿謄本(コピー可)	1部	※発行から3か月以内、インターネット で取得したものは不可となります。

※必要に応じて上記以外の資料の提出を求めることがあります。

※委任される場合は委任状の提出をお願いします。

○手続きの流れ



○提出先

- ・愛荘町役場 農林商工課（平日 8：30から17：15）

○指定条件

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

○留意事項

- ・必要書類を添えて、農林商工課（秦荘庁舎1階）へ提出して下さい。
- ・認定書の発行は申請日から数日必要となります。余裕を持ってご申請ください。
- ・町が認定してから30日以内（認定書の有効期間内）に金融機関または信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みが必要です。（セーフティネット資金等は愛荘町商工会への申込みとなります。）
- ・本認定とは別に各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・本認定書が信用保証を確約するものではありません。

○お問い合わせ先

- ・愛荘町役場 農林商工課（電話番号 0749-37-8051）